

なんば広場は道路法による「道路」という位置づけであるため、イベントを実施するために警察協議・道路占用協議を行い、許可を得た上で実施しています。**許可を得るために提出した協議資料の内容を遵守してください。**

**1. 道路使用許可・道路占用許可で提出した会場図面を遵守して設営を行ってください。**

**2. 利活用エリア(下記赤枠内)外には絶対に設置物を置かないでください。**



※上記を厳守頂けない場合、次回以降の利用をお断りさせて頂く場合もありますので、ご了承ください。